

第2章

人と自然との共生の確保

第2章 人と自然との共生の確保

第1節 自然とのふれあいの推進【自然環境課】

県内には多様で豊かな自然が多く残されていますが、社会情勢の変化等により、その様相が変化しつつあることから、自然環境保全地域や自然公園の指定を行いその保全に努めています。

また、自然に親しみ、生物の多様性や自然との共生について理解を深めるため、三瓶自然館等の管理運営や自然解説ボランティアの育成などにより自然とのふれあいの推進に努めています。

1 優れた自然の保全

(1) 自然環境保全地域の保全

昭和48年3月に制定された「島根県自然環境保全条例」により、県内の自然公園区域外

で学術的に価値の高い優れた自然の存する地域6箇所が自然環境保全地域に指定されています。

指定した地域については、地元の保護団体等の協力を得ながら、巡視や草刈りなどの保全活動を実施し、適正な保全に努めています。

特に赤名湿地においては、様々な要因により自然遷移による乾燥化が進み、湿地性植物の衰退化が懸念されてきたことから、平成14～16年度でボランティアの協力を得ながら、湿地の自然の再生を図りました。その後も湿地環境を維持するため、17年度においても地元ボランティアの協力により除草作業を実施しました。

表2-1-1 島根県自然環境保全地域一覧表

地域名	所在地	保全すべき自然環境の特質等	指定等の状況
1. 赤名湿地性植物群落	飯南町下赤名福田	ミツガシワ、リュウキンカ、サギソウ、トキソウ、ハンノキ等の湿地性植物群落	昭和52年度指定 (30.18ha)
2. 六日市コウヤマキ自生林	吉賀町有飯、九郎原	コウヤマキ自生林	昭和52年度指定 (48.17ha)
3. オキシヤクナゲ自生地	隠岐の島町	オキシヤクナゲを中心とした隠岐島後特有の動植物等	昭和54年度指定 (76.76ha)
4. 西谷川オオサンショウウオ繁殖地	安来市	オオサンショウウオ生息環境	昭和57年度指定 (5.00ha)
5. 三隅海岸	浜田市三隅町	ハマビワの自生地と変化に富んだ岬角、島嶼景観	昭和63年度指定 (15.90ha)
6. 女亀山	飯南町	野生動植物の生息・自生地、鳥類の繁殖・中継渡来地	昭和62年度指定 (2.73ha)
計	6地区		

(2) 優れた自然財産の保護と活用

自然公園や自然環境保全地域といった法規制に基づく保護活用のほか、身近で地域のシンボルとなっている自然や貴重な自然を「みんなで守る郷土の自然」として、昭和62年度から選定をはじめ、地域住民を中心とした保全活動の助成や地域整備事業を実施しています。平成17年度には新たに川本町で「市井原地区(ユキワリイチゲ自生地)」1ヶ所を選定し、累計で52ヶ所となりました。

また、17年度から、地域住民自らが守り育て、活用している生活に密着した身近な森や林を「みんなでつくる自然観察の森」として地域選定し、保全活動の助成や地域整備事業を実施することとし、松江市の「忌部神社の杜」を選定しました。

そのほか平成14年度に自然再生事業を実施した三瓶山北の原にある姫逃池では、県指定天然記念物であるカキツバタの生育環境が改善されました。その後、カキツバタの周辺

第2章 人と自然との共生の確保

に他の草の繁茂が目立つようになったことから、平成17年度に、ボランティアの協力を得て、草の抜き取り作業を実施しました。

(3) 自然保護意識の普及・啓発

自然環境の適正な保全と利用を推進するため、新聞広報等により自然保護意識の普及啓発に取り組みました。

また、自然観察会など保護意識の普及活動は重要ですが、昨今、里地里山の荒廃が進む中、平成17年度から、県が管理する公園や、山林等の荒廃を阻止するために、ボランティア及び職員を対象に刈払機講習会を実施し、技術習得を図りました。

2 自然公園の保護と利用

(1) 本県の自然公園

我が国は、世界の中でも屈指の風景国といわれており、四季折り折りの自然風景は、私

たちの人間性や情緒を育む母体です。

そこで、特に優れた自然の風景地を国民の遺産として後世に引き継いでいくために、国立・国定公園及び県立自然公園に指定してその保護を図るとともに、これを自然とのふれあいの場とする健全な野外レクリエーションにも活用しています。

本県においても、隠岐島や島根半島に代表される優れた自然の海岸風景や、典型的なトロイデ火山の三瓶山、中国脊梁山地の山岳・渓谷景観を有しているため、大山隠岐国立公園のほか比婆道後帝釈と西中国山地の2か所の国定公園及び清水月山等の11か所の県立自然公園が指定されており、その総面積は40,497haで、県土面積の約6%を占めています。(表2-1-2)

また、大山隠岐国立公園の海域内に、島根半島(日御碕)ほか4地区の海中公園地区が指定されています。

表2-1-2 自然公園一覧表(平成18年3月31日現在)

(面積単位: ha)

公園の種類	公園の名称	公園指定年月日	面積	面積の内容						摘要
				特別保護地区	特別地域				普通地域	
					第1種	第2種	第3種	計		
国立公園	大山隠岐	S38.4.10	13,036	730	585	5,399	6,269	12,253	53	隠岐 7,570 島根半島 2,787 三瓶山 2,679
計	1		13,036	730	585	5,399	6,269	12,253	53	海中公園地区を除く
国定公園	比婆道後帝釈	S38.7.24	1,637	-	16	854	767	1,637	-	奥出雲町
	西中国山地	S44.1.10	9,211	77	568	4,252	4,314	9,134	-	邑南町、浜田市、益田市、津和野町、吉賀町
計	2		10,848	77	584	5,106	5,081	10,771	-	
県立自然公園	浜田海岸	S12.12.1	238.6	-	7.2	199.4	32.0	238.6	-	浜田市
	清水月山	S39.4.17	360	-	-	66	294	360	-	安来市
	宍道湖北山	S39.4.17	10,618	-	-	92	2,601	2,693	7,925	松江市、出雲市、斐川町
	立久恵峡	S39.4.17	367	-	-	86	281	367	-	出雲市
	鬼の舌震	S39.4.17	330	-	-	35	295	330	-	奥出雲町
	江川水系	S39.4.17	2,296.5	-	-	-	1,893.5	1,893.5	403	美郷町、邑南町

公園の種類	公園の名称	公園指定年月日	面積	面積の内容						摘要
				特別保護地区	特別地域				普通地域	
					第1種	第2種	第3種	計		
県立自然公園	蟠竜湖	S39.4.17	187.6	-	-	81.9	82.3	164.2	23.4	益田市
	青野山	S39.4.17	970	-	-	39	931	970	-	津和野町
	竜頭八重滝	S42.5.9	396	-	-	38	358	396	-	雲南市
	千丈溪	S57.10.15	340.2	-	-	114	226.2	340.2	-	江津市、邑南町
	断魚溪・観音滝	S59.5.18	509.3	-	-	39.0	470.3	509.3	-	江津市、邑南町
計	11		16,613.2	-	7.2	790.3	7,464.3	8,261.8	8,351.4	
合計	14		40,497.2	807	1,176.2	11,295.3	18,814.3	31,285.8	8,404.4	

(注) 国立公園中には、島根半島(7ha)、浄土ヶ浦(20.8ha)、代(14.8ha)、国賀(7.3ha)、海士(7.6ha)の各海中公園地区が指定されています。

(2) 自然公園の利用

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、これを健全な野外レクリエーションの場としても活用するものですが、その利用形態も社会情勢の推移とともに多様化してきています。特に最近では都市型生活化に

伴って、身近な自然を相手とするハイキング、自然探勝、キャンプ等の低廉で健全な野外レクリエーションの需要が強くなってきており、自然に恵まれた本県の自然公園は、これらの需要を満たす格好の場として、その存在価値が増大しています。

表2-1-3 自然公園利用者の推移

(単位：千人)

公園の種類	公園の名称	H8年	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
国立公園	大山隠岐	5,598	5,379	5,286	4,946	4,501	4,616	4,736	4,692	4,487	4,444
	計	5,598	5,379	5,286	4,946	4,501	4,616	4,736	4,692	4,487	4,444
国定公園	比婆道後帝釈	48	40	43	30	30	28	29	29	25	14
	西中国山地	523	357	321	349	365	393	358	329	312	336
計	2	571	397	364	379	395	421	387	358	337	350
県立自然公園	浜田海岸	926	760	818	741	889	661	561	527	549	495
	清水月山	940	1,262	1,192	957	941	871	834	896	1,024	1,129
	宍道湖北山	1,463	1,463	1,465	1,441	1,489	1,297	1,265	1,149	1,107	1,084
	立久恵峡	186	196	208	199	214	183	178	154	170	166
	鬼の舌震	64	59	49	39	60	80	98	100	100	100
	江川水系	12	11	1	93	86	74	90	93	77	48
	蟠竜湖	135	133	135	136	160	168	180	183	188	196
	青野山	37	30	29	25	21	20	20	17	17	14
	竜頭八重滝	56	55	56	85	61	67	61	60	60	58
	千丈溪	5	4	3	3	3	3	3	3	3	3
	断魚溪・観音滝	47	45	38	33	30	26	31	31	29	28
計	11	3,871	4,018	3,994	3,752	3,954	3,450	3,321	3,213	3,324	3,321
合計	14	10,040	9,794	9,644	9,077	8,850	8,487	8,444	8,263	8,148	8,115

第2章 人と自然との共生の確保

(3) 自然公園の管理

健全な利用を促進するための自然公園清掃活動事業、自然に親しむ運動等の諸施策を実施したほか、他事業との調整を図るために各種の許認可を行いました。

① 自然公園施設の管理

歩道、園地、駐車場、公衆便所など自然公園の施設については、原則として市町村に適正な管理を委託しており、安全で快適な自然公園の利用を図っています。(表2-1-4)

表2-1-4 自然公園施設の管理委託状況

公園名	委託市町村	施設名	公園名	委託市町村	施設名	
大山隠岐国立公園	大田市	北の原自然探求路	大山隠岐国立公園	隠岐の島町	西郷岬園路	
		東の原公衆便所			西郷岬休憩所	
		東の原駐車場			大満寺山歩道	
		東の原休憩所			中谷公衆便所	
		西の原公衆便所			中谷駐車場	
		西の原駐車場			中谷休憩所	
		西の原休憩所 A			浄土ヶ浦野営場炊事棟	
		西の原休憩所 B			園地照明	
		西の原園地			津戸歩道	
		三瓶温泉公衆便所			都万公衆便所	
		三瓶温泉園路			都万園地 A	
		室の内線歩道			都万休憩所 A	
		出雲市			鷺浦公衆便所	都万園地 B
					追石鼻歩道	都万休憩所 B
	日御碕公衆便所 A				都万歩道	
	日御碕公衆便所 B				那久岬公衆便所	
	日御碕駐車場				那久岬駐車場	
	日御碕鷺浦歩道				那久岬車道	
	日御碕探勝歩道				那久岬歩道	
	日御碕園地歩道				吉浦野営場	
	日御碕園地休憩所				テントサイト	
	日御碕園地休憩所				公衆便所	
	松江市	瀬崎多古鼻線歩道			管理棟兼シャワー棟	
		沖泊公衆便所			駐車場	
		桂島公衆便所			車道	
		桂島園地			尾白鼻園地	
		桂島園地休憩所			公衆便所	
		桂島園路			休憩所	
		園地照明		駐車場		
		ミニビジターセンター		歩道		
		地藏崎公衆便所		西ノ島町	国賀浜公衆便所	
		五本松園地			国賀浜休憩所	
	五本松園路	国賀浜駐車場				
	五本松休憩所	国賀浜摩天崖歩道				
	白島崎公衆便所	国賀浜摩天崖歩道展望園地				
	白島崎休憩所 A	耳浦野営場				
	白島崎休憩所 B	テントサイト				
	白島崎駐車場	公衆便所				
	隠岐の島町	白島崎歩道		休憩所		
		海苔田鼻歩道		炊事棟		
		西郷岬公衆便所		駐車場		
		西郷岬園地				

2-1
の自然との共生を
推進

公園名	委託市町村	施設名	公園名	委託市町村	施設名	
大山隠岐国立公園	西ノ島町	園地	西中国山地固定公園	益田市	奥匹見峡公衆便所	
	知夫村	アカハゲ山公衆便所			奥匹見峡駐車場	
比婆道後帝釈国定公園	奥出雲町	船通山公衆便所			奥匹見峡車道	
		船通山歩道			奥匹見峡線歩道	
		吾妻山歩道			園地照明	
		吾妻山野営場		軍原野営場		
		テントサイト		テントサイト		
西中国山地国定公園	益田市	炊事棟		江川水系県立自然公園	邑南町	炊事棟
		裏匹見駐車場				管理棟
		裏匹見野営場				園地照明
		テントサイト	邑南町			深篠川野営場公衆便所
		公衆便所				
		休憩所				
		炊事棟				
				園路	断魚溪・観音滝県立自然公園	

② 自然公園美化清掃交付金

自然公園内でも特に清潔の保持が求められる地域の清潔の保持を図るため、当該地域の清掃事業を行う市町村に対し、交付金を交付しました。

17年度交付実績 14市町村 5,064千円

③ 自然公園のパトロール及び許認可

生活環境の都市化や、余暇時間の増加に伴って自然公園の存在価値も増大しており、春季及び夏季の利用最盛期を中心にパトロールを強化し、健全な利用の普及を図ると共に違法行為の防止や許認可手続等の指導及び処分を行いました。

表2-1-5 自然公園における年度別許可・届出事項の処理件数

処理の別	行為の種類	公園別	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
許 可	工作物の新改増築	国 立	80	89	72	69	65	59	64	78	-	-
		国 定	8	1	4	4	4	7	7	3	3	5
		県 立	18	26	31	21	14	17	15	12	18	20
	木竹の伐採	国 立	5	1	3	1	2	0	2	3	-	-
		国 定	3	1	3	2	0	3	1	4	1	2
		県 立	3	4	2	1	2	1	4	4	1	1
	そ の 他	国 立	24	14	22	10	21	11	24	27	-	-
		国 定	0	1	2	0	1	4	0	2	1	1
		県 立	10	16	11	4	2	7	2	8	5	2
受 理	工作物の新改増築他	国 立	13	9	5	7	8	6	6	7	-	-
		国 定	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		県 立	1	0	1	1	1	1	0	0	1	4
計		国 立	122	113	102	87	96	76	96	115	-	-
		国 定	11	3	9	6	5	14	8	9	6	8
		県 立	32	46	45	27	19	26	21	24	25	27
合 計			165	162	156	120	120	116	125	148	31	35

※国立公園にかかる許認可事務については、法定受託事務を返上したため、平成16年度より環境省が直接実施している。

第2章 人と自然との共生の確保

④ 自然保護レンジャー制度

県内の自然公園等（国立・国定・県立自然公園、中国自然歩道、自然環境保全地域）においてボランティアとして動植物の保護、野外活動の指導及び情報提供などの活動に従事できる方121名を第11期島根県自然保護レンジャーとして委嘱（任期2年：平成16年度～平成17年度）し、その協力を得て自然保護の推進を図りました。

⑤ 自然公園等ボランティア整備

自然保護レンジャーや地元自然保護団体など、県民との協働事業という形で、自然公園等の整備を行っています。平成17年度は、比婆道後帝釈国定公園の船通山において、登山道（階段、木道）を整備しました。

⑥ 自然に親しむ運動

7月21日から8月20日までの1か月間を中心として自然公園の利用を中心とした「自然に親しむ運動」が全国的に展開され、県内各地で自然に親しむ各種の行事が実施されました。

⑦ その他

各種自然公園の施設の維持補修及び国立公園表示板等の標識整備の管理事業を実施しました。また、実行委員会主催による清

掃活動「クリーン三瓶」を実施しました。

(4) 中国自然歩道

① 延長562.7km

本線ルートL=481.2km

（津和野—匹見—浜田—川本—温泉津—三瓶—立久恵—大社—一畑薬師—美保関）

南北ルートL=81.5km

（一畑薬師—斐川—木次—吾妻山）

② 策定年度 昭和52～昭和57年度（平成4年度一部見直し）

③ 関係自然公園

国立公園大山隠岐

国定公園西中国山地、比婆道後帝釈

県立自然公園青野山、浜田海岸、千丈溪、断魚溪・観音滝、立久恵峡、宍道湖北山、鬼の舌震

④ 利用の推進

中国自然歩道を県民に広く知ってもらい、ハイキング等の利用促進を図るため、全12コース毎にパンフレットを作成して、モデルコースや見どころ等の紹介をしています。

表2-1-6

No.	コース名	モデルコース	No.	コース名	モデルコース
①	美保関大平山コース	美保北浦コース	⑦	石見銀山街道コース	石見銀山街道コース
		北山縦走コース			千丈溪探勝コース
②	朝日山一畑寺コース	朝日山登山コース	⑧	断魚溪千丈溪コース	萩原山断魚溪コース
		赤浦海岸コース			浜田海岸コース
③	鱒淵寺・大社・立久恵コース	鱒淵寺コース	⑨	浜田海岸コース	三階山コース
		立久恵峡周遊コース			大麻山コース
④	湯の川峯寺コース	光明寺コース	⑩	龍雲寺双川峡コース	龍雲寺コース
⑤	鬼の舌震吾妻山コース	鬼の舌震コース	⑪	匹見峡コース	城山コース
		吾妻山登山コース			南谷青野山コース
⑥	三瓶山麓コース	北の原・西の原コース	⑫	津和野コース	地倉沼コース
		西の原湯抱コース			

⑤ 管理

中国自然歩道の安全快適な利用を図るため、通常のパトロール、草刈等の管理を関係12市町村等に委託するとともに、災害等によって破損した箇所維持補修工事を実施しています。

(5) 自然とのふれあいの場の整備

自然公園においては、その優れた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ目的で自然公園を訪れる利用者のための利用施設を整備する必要があり、それぞれの利用形態に対応した公共的施設の整備を進めてきました。しかし、施設の不備により、勝手に自動

車を園地内に乗り入れ、キャンプをしたりするなど自然を保護する上で好ましくない状況が見られたり、施設の老朽化に伴い利用者が快適で安全に利用することができない施設も見受けられます。

このため、効果的な利用を図る施設として、自然探勝歩道、園地、駐車場及び公衆トイレなどの施設を重点的に、国、県及び市町村が連携を取りながら整備を進めてきました。

また、中国自然歩道においても、施設の不備や老朽化に伴い、整備を進めてきました。

平成17年度に県が整備した施設は、次のとおりです。

表2-1-7 自然公園施設整備一覧（平成17年度）
県単事業

自然公園名等	市町村名	公園事業名等	整備内容
大山隠岐国立	隠岐の島町	白島園地	休憩所・歩道改修

3 自然とのふれあいの確保

(1) 自然とふれあう全県フィールドミュージアム化の推進

本県の自然の特徴を最大限生かして、全県全域を「生きた自然の博物館（フィールドミュージアム）」として位置づけ、県民はもとより来県者にも様々な自然学習の場や機会などの提供に努めています。その中核拠点となる三瓶自然館及び附属施設である三瓶小豆原埋没林公園等の管理運営にあたっては、財団法人三瓶フィールドミュージアム財団を指定管理者とし、効率的で適切な管理を行うとともに自然教育の場として利用促進を図っています。

また、三瓶自然館では自然系博物館として自然環境に関する調査研究や環境教育に努めました。

(2) 自然とのふれあいの増進

平成12年度から県民参加型による身近な生物の分布調査として「みんなで調べるしまねの自然調査」を実施しています。平成17年度

はタンポポの調査を実施し調査結果を広く公表しました。

また、自然観察指導者の養成のための講習会や、技術の向上のためのフォローアップ研修を開催しており、新規自然観察指導員のために、「はじめの一步研修」や、子どもたちを対象にした観察手法を学ぶため「こどものための環境学習研修会・島根」を開催しました。

そのほか普及啓発教材として、県民が「いつでも・誰でも・手軽に」自然観察が行えるよう「自然観察モデルコースガイドブック」を作成し、ホームページでも公開しています。

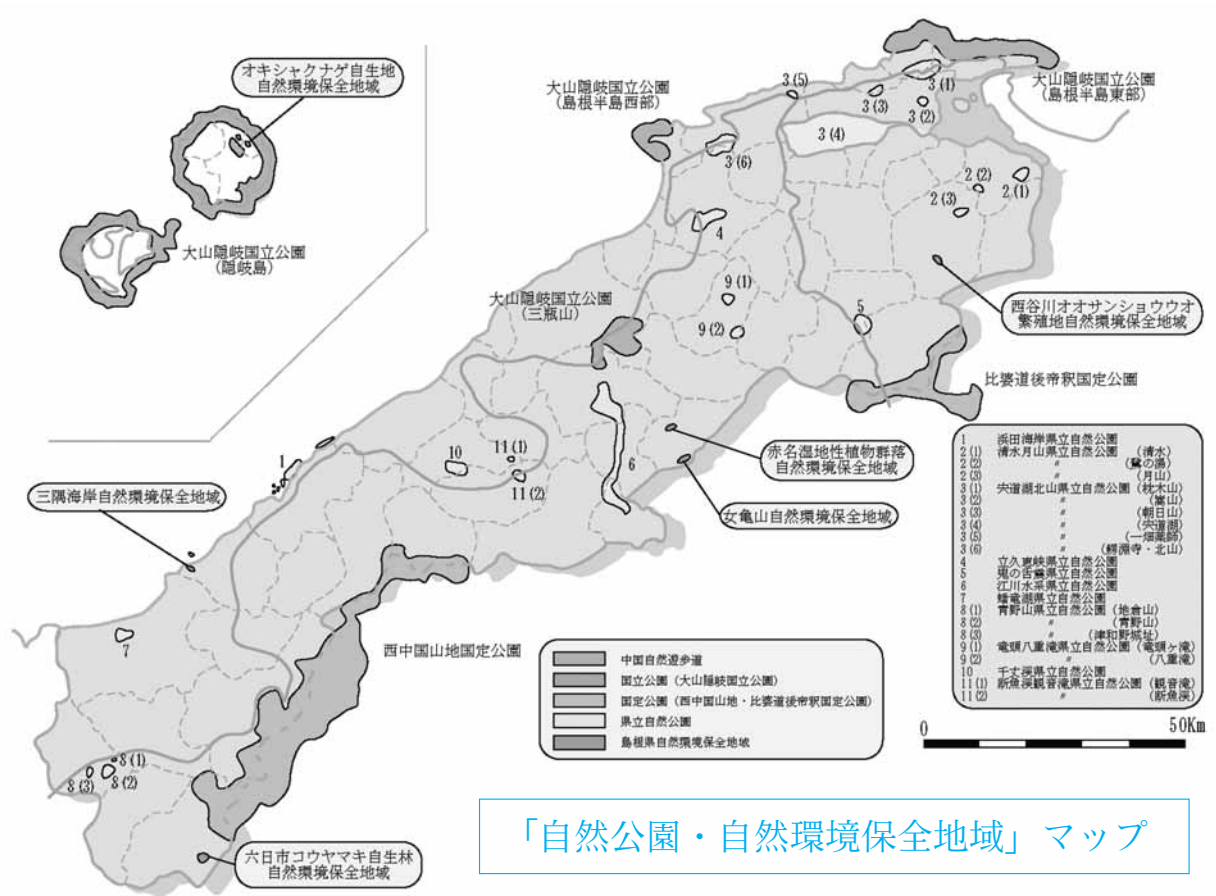
4 環境に配慮した工事の推進

(1) 事業計画策定に当たっての自然環境への配慮の促進

自然環境情報の収集に努め各種事業計画の照会に対し環境配慮の助言を行いました。

第2章 人と自然との共生の確保

図2-1-1 島根県自然保護地域図



第2節 生物の多様性の確保

生物の多様性は、個々の生物種や地域における個体群が維持され、全体として生態系が保全されることにより確保されます。本県の豊かな自然の営みを守るため、山林、森林、河川、湖沼、海岸など、それぞれの環境に応じた生物の生息・生育環境の保全・回復を図ることが必要です。

1 野生動植物の保護対策 【自然環境課】

(1) 「しまねレッドデータブック」の発行

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況等を取りまとめたものです。都道府県レベルの状況をまとめたものとしては全国でも先駆的な取り組みとして、平成8年度に「しまねレッドデータブック」を発行しました。これは県独自に判断した保護の緊急性により3区分にランク付けし、動植物合わせて315種を掲載したものです。

その後5年近くを経過し、野生生物の生息生育実態の状況変化や最新の情報を反映させる必要が生じたため、平成13年度から改訂作業に着手し、平成15年度末には「改訂しまねレッドデータブック」を発行したところです。改訂にあたっては、環境省に準じた絶滅のおそれの度合いを示すカテゴリー区分の導入や掲載分類群の追加を行い、動植物合わせて836種を掲載種として選定、評価しています。

この「改訂しまねレッドデータブック」については、平成16年度末に県の監修の下に編集された「しまねレッドデータブック普及版」が発行され、県民に広く活用されています。

(2) 自然環境の調査・情報整備

野生動植物の生息生育実態をはじめとする自然環境について自然環境調査を実施するとともに、既存のデータについても広く収集整理を行っています。

これらの結果については、データベース化を行い地図情報として整理しており、各種開

発協議にあたってはこれをもとに調整を図るなど、自然環境保護施策に活用しています。

平成17年度は、隠岐の島町の油井ノ池の生態系総合調査や江川水系の4河川における魚類相調査などを実施しました。

(3) レッドデータ生物の保護対策

「改訂しまねレッドデータブック」に掲載される種のうち、絶滅のおそれの高いものを中心として、生息生育状況や生息生育環境の調査等を実施し、貴重野生動植物の保護・増殖や失われつつある生息生育環境の再生などの具体的保護対策につなげていきます。

平成17年度には、ダイコクコガネやアカヒレタビラ、ルーミスジミといった動物、ヘイケイヌワラビやサンイントラノオ、イワギリソウといった植物について確認調査等を実施しました。

(4) 自然の再生

地元保護団体や学術関係者等と連携して、開発や人の関わりの減少等により失われつつある自然環境や動植物種の回復・復元に取り組んでいます。

平成17年度には、県内では三瓶山にのみ生息する蝶であるウスイロヒョウモンモドキの生息環境の復元、同じく県内では松江市内の1ヶ所にのみ生育する浮葉植物のオニバスの復活などに取り組みました。

(5) 外来生物の対策

もともと生息生育していない地域に人間活動によって他地域から侵入してきた外来生物のうち、自然生態系などに悪影響を与え、また、そのおそれのあるものについて調査・情報収集を行うとともに、被害拡大防止に努めます。

平成17年度は、隠岐固有種であるオキタンポポの保全のため、隠岐における外来タンポポの分布状況を調査しました。平成18年度からは外来タンポポの駆除に取り組むこととしています。

2 野生鳥獣の保護管理対策
【森林整備課（鳥獣対策室）】

野生鳥獣による農林作物等の被害を防止しながら、野生鳥獣の保護管理を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定した第9次鳥獣保護事業計画（平成14年度～平成19年度）および、絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づいて鳥獣行政を推進していくもので、その主要事項は次のとおりです。

- ① 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、銃猟禁止区域、狩猟鳥獣捕獲禁止区域、鉛散弾規制区域の指定整備に関する事項
- ② 鳥獣の放鳥獣に関する事項
- ③ 有害鳥獣の捕獲に関する事項
- ④ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ⑤ 鳥獣保護事業の啓発及び実施体制の整備に関する事項
- ⑥ 絶滅のおそれのある種の保存に関する事項

平成17年度に実施した主な事業は次のとおりです。

- (1) 平成17年度末現在の鳥獣保護区等の指定状況は別表2-2-1のとおりで、鳥獣保護区の新規指定はありませんでした。
- (2) 愛鳥週間（5月10～16日）行事の一環として、小・中・高等学校及び特殊教育諸学校の児童・生徒を対象とした愛鳥週間ポスター図案の募集（応募校49校、応募数622点）、その入賞者の表彰と作品の展示（タウンプラザしまね）や野鳥観察会（松江2回、出雲1回、益田2回）を実施し、さらに愛鳥モデル校に

図書等を配布し愛鳥思想の普及啓発に努めました。

- (3) 水鳥の保護対策の基礎資料とするため、例年行っているガンカモ科鳥類の生息調査（宍道湖・神西湖・高津川）を10月から3月までの間に行い、ガンカモ科鳥類の一斉渡来状況調査（県内全域）を平成18年1月15日前後で実施しました。（表2-2-2）
- (4) 傷病野生鳥獣の救護対策として、傷病野生鳥獣救護ドクターの7名（松江市、安来市、出雲市、浜田市、益田市、大田市、西郷町各1名）により182件（鳥類159件、獣類23件）の傷病鳥獣の治療を実施しました。
- (5) 本県では弥山山地をオスジカ捕獲禁止区域に指定し狩猟を禁止していますが、頻繁な出没や農林作物被害が深刻なことから、個体数調整と生息環境整備を重点的に進めました。併せて生息頭数調査（区画法調査・糞塊法調査）を実施し、より正確な頭数把握に努めました。
- (6) 県西部を中心とする西中国山地に生息するツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づき対策を講じてきております。しかし近年、人家周辺への出没や、農林作物畜産等への被害を発生させる状況にあるため、出没時の対応や被害対策を講じるなど、適切な保護管理に努めました。
- (7) 狩猟鳥であるキジ・ヤマドリについて、その生息適地であり、その増加を図るために必要と認められる箇所において、キジ900羽、ヤマドリ50羽を放鳥しました。
- (8) 野生鳥獣による農林作物等の被害対策として、有害鳥獣捕獲許可を行いその軽減及び防止に努めました。

表2-2-1 鳥獣保護区等の指定状況

(単位面積：ha)

種 別	設定区分	16 年 度		17 年 度		備 考
		箇所数	面 積	箇所数	面 積	
鳥 獣 保 護 区	国 指 定	1	8,724	2	16,575	中海・宍道湖
〃	県 指 定	84	39,924	84	31,890	
特 別 保 護 地 区	国 指 定	1	8,043	2	15,695	中海・宍道湖
〃	県 指 定	13	675	12	615	

種 別	設定区分	16 年 度		17 年 度		備 考
		箇所数	面 積	箇所数	面 積	
休 獵 区	県 指 定	1	1,038	2	2,670	
銃 獵 禁 止 区 域	〃	73	22,614	75	22,745	
オスジカ捕獲禁止区域	〃	1	6,980	1	6,980	
狩猟鳥捕獲禁止区域	〃	1	1,858	1	1,858	
キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	〃	14	31,179	15	33,181	
鉛 散 弾 規 制 地 域	〃	1	50	1	50	

表2-2-2 水鳥生息調査状況

(単位：羽)

年度	種別	マガモ	カルガモ	コガモ	オカヨシガモ	ヒドリガモ	オナガガモ
14		9,179	3,414	1,214	262	816	641
15		8,644	4,010	1,512	375	1,645	1,010
16		8,719	3,824	1,693	199	1,160	909
17		11,804	4,652	2,240	293	1,667	795

ハシビロガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	ホオジロガモ	ヨシガモ	アカツクシガモ
214	2,606	23,155	10,763	333	48	—
321	29,552	43,183	27,358	335	20	—
506	7,203	41,057	14,040	252	51	—
232	11,244	36,839	34,527	463	57	—

ツクシガモ	アカハジロ	トモエガモ	アメリカヒドリ	オシドリ	ウミアイサ	ミコアイサ
2	—	10	—	688	26	11
—	—	15	—	1,097	18	9
2	—	70	—	633	22	21
5	—	—	—	812	29	8

カワアイサ	マガン	サカツラガン ヒシクイ	コハクチョウ	オオハクチョウ	その他	計
82	3,093	95	1,345	6	426	58,429
171	3,443	128	1,855	4	7,705	132,410
152	3,566	89	1,576	37	220	86,001
87	3,970	135	2,839	2	148	112,848

3 宍道湖・中海のラムサール条約登録推進 【自然環境課】

平成17年11月8日にアフリカ・ウガンダで開催された第9回ラムサール条約締約国会議において、宍道湖・中海が条約湿地として同時に登録されました。これを記念してのシンポジウムを12月

3日松江市くにびきメッセで開催しました。環境大臣政務官から各自治体の代表者に登録認定証が授与されたほか、島根・鳥取両県知事が初めて公開対談に臨み、両湖周辺の振興を踏まえた連携の重要性が確認されました。

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1 森林・農地・漁場の保全

(1) 森林の公益的機能の維持保全

【森林整備課】

森林は、水資源のかん養、国土の保全、環境の保全等の公益的機能を有しています。

このうち、私たちの暮らしを守るため、特に重要な役割を果たしている森林については保安林として積極的に指定を行っています。

又、この保安林の中で自然災害等により機能が低下したものについては、治山事業を行い機能回復を図っていきます。

さらに、自然環境が優れた保安林については、貴重な動植物や自然景観等に配慮しつつ維持保全に努めていきます。

主な事業

- ① 水資源の安定供給、自然環境の形成等の面から、特に重要な水資源地域において、流域等を単位とする荒廃した森林を面的、総合的に整備します。(水源流域広域保全事業)
- ② 集落等の周辺森林において、水源かん養機能を高めるとともに、水資源の安定供給に務めるため、荒廃森林を整備し荒廃地の復旧を図ります。(水源流域地域保全事業)
- ③ 森林の有する保健休養機能を高度に発揮させるため、国土保全機能と保健休養機能を兼ね備えた保安林の整備を行います。(生活環境保全林整備事業)
- ④ 自然環境の優れた地域等において、森林がより高度に国土保全機能、自然環境保全機能等を発揮するため、自然景観、貴重な植物等にも配慮し荒廃森林の整備、環境保全型の治山施設を設置します。(自然環境保全治山事業)

(2) 水と緑の森づくり【林業課・森林整備課】

水資源のかん養、県土保全等すべての県民が等しく享受している安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生

させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組みます。

- ① 県民再生の森事業(荒廃森林の再生)
- ② 森づくり・資源活用実践事業(県民提案型)
- ③ 森づくり推進事業(森づくり情報交流・人材養成など)

(3) 森林空間の総合整備の推進

【森林整備課】

江津市では、江津市浅利町地内の市有林が松くい虫被害により枯損したために、平成9～13年度までの5ヶ年で「森林空間総合整備事業」により、広葉樹32種156千本を植栽し、森林公園としての整備を行い、平成14年度から「共生林整備事業」を行い保育管理を行っています。

(平成17年度事業実績)

- ・雑草木、不用木の除去 36ha

(4) 森林被害対策の推進【森林整備課】

① 松くい虫被害対策

県内の松くい虫被害は、昭和48年以降増加の一途をたどり、昭和59年に約11万㎡の過去最高を記録した。その後は減少傾向で推移し、平成17年度の被害量は約3万7千㎡で、近年の被害量は3～4万㎡程度で推移しているものの、気象要因等によっては、再激化するおそれがあるため、引き続き適切な被害対策を推進する必要があります。

被害対策については、予防措置(空中散布等)と駆除措置(伐倒駆除等)を組み合わせ合わせた効果的な防除を行うほか、平成9年度に設立された「森林病虫害等防除センター」による防除用機器の貸し出しや、各種研修会の開催に対する支援など、地域住民への普及啓発活動も併せて行うことにより、総合的な松林保全対策を推進しています。

(平成17年度事業実績)

- ・ 予防措置 2,500ha
- ・ 駆除措置 8,060㎡
- ・ 防除センター活動 研修会、機関誌の発行等

② 森林被害予防対策

火災、気象災害（風害、水害、干害ほか）を受けた森林の損害を補償するために、「森林国営保険」への加入促進を行いました。

また、山火事未然防止のため、表示板の設置やポスター、物品配付などによる普及活動を行いました。

(平成17年度事業実績)

- ・ 保険加入件数 881件

(5) 農地保全対策の推進【農村整備課】

農村地域は、食料の生産・供給の場であるとともに、そこに住む人々の生活の場であり、豊かな自然や、気候・風土に育まれた独特の農村景観により人々に安らぎを与えてきた場でもあります。

特に県土の約9割を占める中山間地域では、生産基盤整備や生活環境整備を一体的・総合的に行うことにより、農業農村の活性化を図りながら農地の保全を積極的に展開しています。またその整備に当たっては、生態系や景観・親水にも配慮し、新たな農村環境を生み出すことなどにより、地域住民の憩いの場や都市交流の場としても活用できるよう整備しています。

① 中山間地域総合整備事業

過疎、山村振興、離島振興、半島振興、特定農山村の指定を受けた地域等における中山間地域で、ほ場整備や農道、農業用排水路などの農業生産基盤や、集落道や農村公園などの農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農村を取り巻く環境保全対策を実施しています。

平成17年度事業実施地区数 10地区

② 農村振興総合整備事業

ほ場整備により、優良農地を確保するとともに、都市と農村の交流促進のための農村公園緑地整備等を行い、農村地域の住環

境の向上や地域環境の保全を図ります。

平成17年度事業実施地区数 1地区

③ ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）

中山間地域等における水路や農道などの土地改良施設や、これと一体的に保全する必要があると認められた農地について、機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、人材の育成や、土地改良施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行います。

(6) 環境にやさしい農業の確立

【農畜産振興課】

① 推進事業

ア 島根県エコロジー農業推進協議会の開催

学識経験者、消費者団体、農業団体、行政等を委員とする島根県エコロジー農業推進協議会を開催し、島根県エコロジー農産物推奨制度等について検討を行いました。

イ 環境にやさしい農業研修会の開催

有機農業実践者、エコファーマー、農業者団体、行政担当者、指導機関・試験研究機関関係者等を対象に「有機農業研究大会」および「土づくり研修会」を開催しました。

ウ 実証展示ほ場の設置

各農林振興センターで、環境にやさしい農業技術の実証展示を行い、その普及拡大を図りました。

エ 島根県エコロジー農産物推奨PRシステムの開発

環境にやさしい農業の推進のため、島根県エコロジー農産物推奨制度の事務手続きを簡便化するとともに、生産履歴等を公表することができるシステムを開発しました。

これらの取り組みにより、平成17年度に持続農業法に基づく認定農業者（エコファーマー）は862名となりました。

第2章 人と自然との共生の確保

② 調査・試験研究

- ア 環境保全型農法による特色ある野菜栽培技術の確立
堆肥及び有機質肥料の適正な利用を推

進するため、作物の吸肥特性に応じた合理的な施用技術確立のための試験を実施しました。

表2-3-1 環境保全型農法による特色ある野菜栽培技術の確立

項目	地区名	調査・試験課題
栽培試験	農 技	吸肥特性に応じた環境保全型施肥法の確立
	農 技	有機質肥料を主体とした施肥法の確立
	農 技	環境保全型農法で栽培した野菜の品質特性の解明と評価手法の確立

- イ 水稲のカドミウム吸収抑制対策技術の確立
米についてカドミウム吸収抑制対策技術の確立を図り、その効果確認を現地に

において実施しました。また、収穫前の稲体分析により玄米中のカドミウム濃度を予測する技術を確認し、現地実証を行いました。

表2-3-2 低カドミウム農作物栽培技術の確立

項目	地区名	調査・試験課題
調査 栽培試験	松江市	カドミウム吸収抑制対策技術の効果確認
	農 技	稲体の収穫前分析による玄米中カドミウム濃度予測技術の実証

③ 農業用廃プラスチックの適正処理

- 島根県農業用廃プラスチック適正処理推進方針（平成11年12月1日制定）に基づき、次の事項を実施しました。

- ア 地域協議会における組織的回収処理システムの構築

県内全地域で9つの地域協議会が設立されており、地域毎に組織的回収処理システムが構築され、全地域協議会においてリサイクル処理を実施しています。

- イ 適正処理及びリサイクル啓発パンフレットの配布

農業用廃プラスチックの適正処理とリサイクル処理に関するパンフレットを作成し、全地域協議会を通じて農家に配布し、意識の醸成を行いました。

- ウ 農業用廃プラスチックリサイクル処理推進員の育成

各地域でのリサイクル処理の推進とリサイクル処理のための分別を徹底するため、平成14年度から推進員の認定研修・試験を行っており、H17年度は12名が新

たに認定され、合計117名の推進員が認定されております。

これらの取り組みにより、県内全域での農業用廃プラスチック適正処理体制の構築とリサイクル処理の推進が図られており、以下のような成果が現れております。

- ・農業用廃プラスチックの回収率
平成16年度：736トン（県内排出量の95%）
→平成17年度：677トン（同95%）
- ・リサイクル処理率
平成16年度：210トン（県内排出量の29%）
→平成17年度：501トン（同74%）

(7) 漁場環境保全対策の推進【水産課】

沿岸地域は、日本海、中海・宍道湖など豊かな水環境に恵まれていることから、その水域の恵みによって多種多様な漁業が営まれています。また、水辺は多くの人々の生活の場となっているとともに、人々に釣など各種の余暇空間を提供し、すぐれた自然景観や故郷を思い起こさせる‘はまの集落’の景観は

人々に安らぎを与え多くの観光客が訪れています。

豊かな漁場を守ることはとりもなおさず豊かな水環境を守ることであるから、水質や水生生物のモニタリングなどを行うことにより漁場環境を調査し、ボランティア活動への支援などを行うことで、漁場環境の保全対策を推進しています。

① 宍道湖・中海水産振興事業

優良な漁場となっている宍道湖・中海において、定点を定め水質・底質・水生生物を継続調査するとともに、両湖において環境悪化の要因となっている貧酸素水塊の動態に関する自動観測データや定期調査結果をインターネット上で公開することにより情報提供を行いました。

平成17年度事業実施地区

宍道湖・中海

② 漁場環境保全調査事業

県内の一級河川の漁場環境の実態を知るために、水生昆虫など川底にいる生物の種類や量などをモニタリングしました。

平成17年度事業実施地区

高津川、江川、濁川、八戸川、斐伊川、神戸川

実施回数

各地区で年2回（5月、11月）

③ 漁民の森づくり活動推進事業

県、島根県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、森林組合等を構成員とした「漁民の森づくり協議会」を設置しており、当協議会による活動計画の策定や同計画に沿って実施される啓発普及活動、植樹・育林のボランティア活動を支援しました。

平成17年度実施地区

4地区

植林面積 1.15ha

植樹 2,260本

2 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

(1) 森林資源の利用の推進【林業課】

森林から生産される木質資源は、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、再生産可能な自然素材であり、その利用を推進することは、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成に資するものです。

また、地域の森林で生産された木材を地域の住宅や公共施設等に幅広く利用することは、地域の森林の適切な整備を促すばかりでなく、地域経済の活性化にもつながります。そこで、平成18年12月策定の、「新しまね森林・林業活性化プラン後期施策」の森林資源利用の実行計画として「島根県木質資源活用維新計画」を位置づけ、木質資源を活かし、木を育て、森を護る循環を活性化し、さらに発展させるための県民・企業・学術・行政など諸分野が連携・協働して取り組むべき内容を示した行動計画として示しました。

具体的な取り組みを、①高品質化（売れるものづくり）の推進、②県産材の利用促進、③県産木材の大口・新規の需要開拓と安定供給、④木質バイオマスの利用促進とし、これらを実行していきます。

(2) 棚田地域の保全とその利活用

【農村整備課】

農業生産の場として長い歴史を経て形成・維持されてきた棚田地域は、国土の保全や水資源のかん養など様々な公益的機能を有しており、下流域の都市住民の生命・財産を守る重要な役割を果たすとともに、農山村の原風景を保持するなどの多面的な機能を発揮しています。この棚田地域における保全対策やそれに関わる地域活動の支援を行っています。

① 元気な地域づくり交付金（里地棚田の保全推進）

良好な景観の形成や国土の保全等の多面的機能を有する棚田地域において、営農の継続を通じてその多面的機能を維持するた

第2章 人と自然との共生の確保

め、地域の特性に即した簡易な整備を実施します。

平成17年度事業実施地区数 2地区

② ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全推進事業）

基金の運用益等の活用により、棚田保全への県民参加を促すとともに、保全や利活用のため活動を行う集落組織等の育成・定着並びに持続的な活動を支援します。

(3) 美しく豊かな海辺の保全と活用

【漁港漁場整備課】

美しく豊かな海と漁業集落は、漁業活動に加え人々が訪れ、憩い、交流する場として重要な役割を果たしているためその維持・保全を推進しています。

① 漁港環境整備事業

漁港における景観の維持・美化を図り快適で潤いある漁港環境を形成するため、植栽や運動施設の整備などを行う。

平成17年度事業実施漁港 1漁港

② 漁業集落環境整備事業

漁業集落における生活環境の改善を総合的に図り併せて生活廃水による海洋汚染を防止するため、集落道、水産用飲雑用水、漁業集落排水、緑地・広場等の整備を行う。

平成17年度事業実施漁港 11漁港

③ 漁港漁村総合整備事業

離島等の小規模な漁港漁村において、漁港施設及び生活環境施設の整備を総合的に行う。

平成17年度事業実施漁港 2漁港

④ 海岸環境整備事業

国土の保全と併せて養浜や植栽・遊歩道の設置等により海岸部の総合的なレクリエーション機能の整備を行う。

平成17年度事業実施海岸 2地区

第4節 快適な生活空間の形成

1 良好な景観形成の推進 【都市計画課（景観政策室）】

(1) ふるさと島根の景観づくり

島根県は優れた自然景観に恵まれ、伝統文化に彩られた個性豊かな景観が形づくられてきましたが、これらの貴重な景観も時代の流れのなかで次第にその姿を変えつつあります。

そこで、私たちの暮らしや地域の発展との調和を図りながら、過去の世代から受け継いだ貴重な景観を守り、育てることにより、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創るため平成3年12月に「ふるさと島根の景観づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、景観形成上特に重要な地域である宍道湖周辺を「宍道湖景観形成地域」として指定し、良好な景観形成の推進を図るとともに、県内全域において、大規模な建造物の建設や開発行為などについて、適切な景観づくりを誘導しています。

なお、平成16年12月に「景観法」が施行されたことを受けて、県では、市町村によるよりきめ細かな景観づくりの推進を図ることとしています。

(2) 主な景観対策事業

① 大規模行為等の届出

景観に影響を与える建築物、工作物の設置や開発行為について、事前に届出を求め、良好な景観形成のためにその行為の形態、意匠、緑化等について必要な指導・助言を行っています。

平成17年度は、大規模行為の届出が168件、景観形成地域内行為の届出が44件ありました。

② 地域景観づくり活動促進事業

地域を主体とした魅力ある景観づくりを促進するために、島根県景観づくり基金(10億円)により、住民や事業者が各種協定に基づき行う景観形成活動や市町村が行う景

観向上のための自主的かつ積極的な活動を支援しています。

平成17年度は、住民及び事業者の景観づくり経費補助件数1件、市町村の景観づくり経費補助件数3件でした。

③ 築地松景観保全整備事業

出雲平野の自然と文化に根ざした個性ある景観をつくり出している築地松を後世に伝え残すため、築地松景観保全対策推進協議会が行う築地松の保全整備活動を支援しています。

平成17年度末現在で、特定68件、一般86件、合計154件の築地松景観保全住民協定を認定しています。

④ しまね景観賞

優れた景観を形成している建物などを表彰することにより、県民の景観に対する意識高揚を図るため、「第13回しまね景観賞」を実施しました。

平成17年度は、101件の応募があり、「まち・みどり」など6部門で、計12件の表彰を行いました。

⑤ その他

住民等の景観づくりを支援するために「景観アドバイザー派遣」を2件行いました。

また、出雲市十六島地区の大規模風力発電施設の建設計画については、平成18年1月に事業者から事前協議があり、現在景観審議会に諮問しています。

2 緑化の推進【林業課】

(1) 島根県緑化総合基本計画

県では、クリーンで緑豊かな島根の環境づくりを進めるため、平成4年度に「しまね快適環境プラン」を策定し、地球環境対策を総合的に推進していますが、特に“緑豊かな島根”づくりを推進するための計画として、平成6年3月に「島根県緑化総合基本計画」を策定しました。

この計画は、21世紀に向けて、緑豊かでや

第2章 人と自然との共生の確保

すらぎと潤いのあるふるさとづくりを進め、県民が緑の豊かさを享受し、快適で安全な生活環境の実現を目指して緑化推進の目標と指針を示すとともに、県民に対して緑づくりへの積極的な参加を呼びかけるものです。

平成17年度においても、関係機関と連携しながら緑化事業の推進と啓発普及に努めました。

(2) 主な緑化事業

① ツリーバンク事業

開発により伐採が予定されている樹木を山取りし、県立緑化センターで一定期間育成した後、公共施設等の緑化に活用し、緑豊かな生活環境づくりの推進と樹木の有効活用を図る事業を平成5年度から実施しています。(表2-4-1)

表2-4-1 ツリーバンク事業の実績

年 度	引 取 り		提 供	
5～10	31ヶ所	1,421本	49ヶ所	695本
11	12ヶ所	274本	17ヶ所	192本
12	8ヶ所	158本	20ヶ所	209本
13	7ヶ所	331本	21ヶ所	204本
14	8ヶ所	178本	7ヶ所	216本
15	6ヶ所	278本	19ヶ所	141本
16	4ヶ所	356本	20ヶ所	403本
17	2ヶ所	88本	16ヶ所	210本
計		3,084本		2,270本

② 県民「一人ひとりの緑づくり」運動

県民一人ひとりが樹木の大切さを再認識し、緑あふれる快適な環境づくりに参加できるように、誕生、入学、結婚などを記念し

て自ら植樹される方々に、県が苗木を無償で提供し「思い出の木」として育てていただく県民参加の緑づくり運動を平成7年度から実施しています。(表2-4-2)

表2-4-2 「県民一人ひとりの緑づくり」運動

年 度	個 人	団 体	合 計
7～10	5,997本	38,216本(547団体)	44,213本
11	1,461本	7,215本(103団体)	8,676本
12	2,620本	9,633本(181団体)	12,253本
13	2,341本	11,691本(211団体)	14,032本
14	2,785本	12,368本(168団体)	15,153本
15	2,768本	8,866本(152団体)	11,634本
16	2,639本	6,124本(107団体)	8,763本
17	2,166本	3,960本(86団体)	6,126本
合 計	22,777本	98,073本(1,555団体)	120,850本

③ 宝くじ協会助成事業（公共施設等緑化事業）

自治宝くじの普及宣伝及び緑化運動の推進を目的に、不特定多数の方々の目にふれることの多い公共施設、学校等の緑化事業

を財団法人日本宝くじ協会からの助成金を財源として昭和60年度から実施しています。(表2-4-3)

平成17年度は斐川町環境学習センターに樹木学習園を整備しました。

表2-4-3 宝くじ協会助成事業（公共施設等緑化事業）の実績

年 度	箇 所 名	箇 所 数
60	松江商業高等学校、松江東高等学校、松江清心養護学校、江津清和養護学校	4
61	浜田商業高等学校、川本高等学校、平田高等学校、川本合同庁舎	4
62	浜田ろう学校	1
63	浜田水産高等学校、益田児童相談所	2
元	松江北高等学校、出雲農林高等学校	2
2	八雲立つ風土記の丘、わかたけ学園	2
3	益田農林高等学校、農業大学校	2
4	松江農林高等学校、矢上高等学校	2
5	さざなみ学園、盲学校	2
6	さざなみ学園、三刀屋高等学校	2
7	農業大学校、農業試験場	2
8	湖陵病院（若松分校）	1
9	平田高等学校	1
10	少年自然の家、内水面水産試験場	2
11	松江農林高等学校	1
12	松江養護学校、木次健康福祉センター	2
13	島根女子短期大学、ふるさと森林公園	2
14	中山間地域研究センター	1
15	松江商業高等学校	1
16	出雲郷小学校	1
17	斐川町環境学習センター	1

(3) 緑化推進運動

森林や樹木等の有する公益的機能に対する県民の期待が高まり、県民の自発的な協力によって森林を守り育てていくため、平成7年5月8日「緑の募金による森林整備等の促進に関する法律」が制定され、緑の募金が誕生しました。

この法律に基づき島根県では、(社)島根県緑化推進委員会が緑の募金活動と募金による森林の整備及び緑化の推進の取り組みを行っています。

平成17年度においても、緑の募金を活用して森林整備事業、緑化推進事業、国際協力事業及び緑の少年団活動事業を行いました。

また、県立緑化センターを中心にして緑化研修会や緑化相談の実施、公共施設の緑化推進を通じて緑化に関する普及啓発を図りました。

3 都市公園の整備【都市計画課】

都市公園とは、都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地及び広域の見地または国家的記念事業として国が設置する公園または緑地をいいます。

都市公園は、都市空間に緑豊かなオープンスペースを確保し、都市景観の向上に役立つとともに、健康の維持増進やレクリエーション活動、文化活動の拠点となるほか、災害時の避難場所となるなどの多様な機能を有しています。特に近年は地球温暖化対策として、都市公園が温室効果ガスの吸収源として位置づけられるなど重要な役割を担うようになりました。

都市公園の種類としては、表2-4-4のとおりです。

第2章 人と自然との共生の確保

表2-4-4 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準とします。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準とします。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置します。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上が標準です。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準とします。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置します。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置します。
国営公園	公園	(イ) 主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園で、1箇所当たり面積が約300ha以上のもの、又は災害時に広域的な災害救援活動拠点として配置します。
		(ロ) 国家的な記念事業等として、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために設置します。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即し配置します。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置します。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置します。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とします。
	緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置します。

本県の都市公園は、1982年（昭和57年）に開催された「くにびき国体」を契機に整備が促進されました。平成18年3月31日現在の都市公園の開設面積は、約949ha、都市計画区域内人口1人あたりの公園面積は約17.4㎡となっており、全国平均（約9.1㎡）を上回っています。しかし、市街地における身近な余暇活動の場となる住区基幹公園の整備や、スポーツリクリエーション活動の場となる大規模な公園の整備が不足しているなど、県民の多様な余暇需要に対応できていないのが現状です。

高齢者社会の到来や余暇時間の増大に伴い、あらゆる人々が身近に憩える場として都市公園の果たす役割は今後益々大きくなると思われます。今後とも、県民の多様な需要を満たすよう、都市公園の整備及び利用の促進を図っていきます。

4 多自然川づくりの推進【河川課】

平成9年に河川法が改正され、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられた。また平成18年には、個別箇所から河川全体の

多自然、地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくり、河川管理全般を視野に入れた多自然川づくりの3つの事項を踏まえた「多自然川づくりへの展開」が出され、「多自然川づくり」が全ての河川における川づくりの基本となった。

そのため、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために河川の管理を行う多自然川づくりを推進している。

5 水道の整備【薬事衛生課】

平成17年度末現在、県内の水道施設は上水道が14箇所（給水人口約53万人）、簡易水道が203箇所（給水人口約18万人）、専用水道が38箇所（約2,000人）となっている。

約70万7千人の県民が水道を利用しており、県内の水道普及率は95.9%に達しているが、今後ともより一層の普及促進を図らなければならない。

表2-4-5 水道施設数

(単位：箇所)

	水道用水供給事業（県営）	上水道事業				簡易水道事業			専用水道	合計
		市	町	事務組合	計	公営	その他	計		
3	2	8	9	3	20	199	9	208	10	240
4	2	8	9	3	20	202	10	212	10	244
5	2	8	9	3	20	204	10	214	10	246
6	2	8	9	3	20	204	12	216	10	248
7	2	8	9	3	20	208	9	217	10	251
8	2	8	9	3	20	207	7	214	7	243
9	2	8	8	3	19	210	6	216	7	244
10	2	8	8	3	19	208	2	210	6	237
11	2	8	8	3	19	203	2	205	5	231
12	2	8	8	3	19	203	2	205	3	229
13	2	8	8	3	19	203	2	205	3	229
14	2	8	8	3	19	200	2	202	29	252
15	2	8	8	3	19	201	2	203	36	260
16	2	10	4	1	15	200	2	202	40	259
17	2	10	3	1	14	201	2	203	38	257

第2章 人と自然との共生の確保

表2-4-6 水道普及率

	総人口	給水人口	普及率	上水道事業箇所		簡易水道事業給		専用水道箇所		全国普及率
					水人口		給水人口	箇所	給水人口	
3	774,282	699,184	90.3	20	512,074	208	185,954	10	1,156	94.9
4	771,369	700,845	90.9	20	513,597	212	186,126	10	1,122	95.1
5	770,039	706,737	91.8	20	519,370	214	186,272	10	1,095	95.3
6	769,854	708,084	92.0	20	520,480	216	186,511	10	1,093	95.5
7	768,299	712,909	92.8	20	522,659	217	189,198	10	1,052	95.8
8	768,691	715,326	93.1	20	526,486	214	187,775	7	1,065	96.0
9	768,310	716,660	93.3	19	525,591	216	189,993	7	1,082	96.1
10	765,980	717,655	93.7	19	527,556	210	189,238	6	861	96.3
11	763,699	716,808	93.9	19	528,070	205	188,048	3	690	96.4
12	759,033	714,521	94.1	19	528,311	205	185,739	3	471	96.6
13	755,878	712,387	94.2	19	526,166	205	185,750	3	471	96.7
14	752,826	713,969	94.8	19	527,065	202	184,981	29	1,923	96.8
15	749,224	712,410	95.1	19	528,172	203	182,597	36	1,641	96.9
16	744,702	713,081	95.8	15	528,650	202	182,244	40	2,187	97.1
17	737,441	707,496	95.9	14	526,858	203	178,660	38	1,978	97.2

(注) 水道法に定める水道の定義

上水道事業 計画給水人口5,001人以上の水道事業

簡易水道事業 計画給水人口101人～5,000人の水道事業

専用水道 居住者101人以上の自家用水道及び水道事業以外の水道で20m³を超える給水能力をもつ水道

水道用水供給事業 水道事業（上水道・簡易水道）に水道用水を供給する事業